第6回 新宿区基本構想審議会 議事概要

日時:平成18年10月4日(金)10時~12時30分

場所:区役所 5 階大会議室

出席者:委員27名

(凡例: 区民委員、 学識委員、 区議会委員、 事務局(区・コンサル))

議事:

三田委員からの意見書に対する起草部会の考え

- ・審議スケジュールについて、審議の手順等を整理すべきとの意見があった。これまで起草部会の作業項目等が明確になっていなかったが、今後は具体的な審議スケジュールを明示し、進行管理ができるようにしたい。
- ・ただし、限られた時間のなかで、走りながら検討作業を進めざるを得ないことをご理解頂きたい。
- ・現行計画をどのように評価し、また、どのように活用するかという点について議論が行われた。この点については、現状の行政の評価結果の資料をもとに議論することとしたい。ただし、評価制度 や評価指標の妥当性に関する議論もあり、それらについては、今後、新基本計画の審議のなかで検 討することとしたい。
- ・「区民会議の継続組織(第6分科会等)が独自に提案している意見について、できる限り把握すべきである」との意見があった。現在、それらの意見を計画に反映する枠組みは設けていないが、起草部会として意見を受け止めていきたい。

1 新宿区民会議提言 章(12~15)について

「12地域に住み続けられる住宅・住環境」

新宿区の特徴として、都営住宅、区営住宅、区民住宅等の公営住宅が多いことがある。区内に住み 続けるために公営住宅が果たす役割は非常に大きいが、新規供給が少なく、入居倍率は非常に高く なっている。

・家賃補助もあるが、生涯にわたり住み続けることができるためには、住宅整備を福祉の観点から捉 えることも重要である。

子どもが親から戸建住宅を相続できず、土地を処分せざるを得ない状況がある。その結果、区画が 細分化され、地域の環境が変わってしまっている。

・集合住宅が建設されることは、住宅の取得機会が増えるため良いかもしれないが、既存住民が住み 続けていくためには、居住環境を維持する仕組みを検討することが必要である。

「戸建住宅を持ちたい」という夢が語られることがあるが、都市部では戸建て住宅ではなく、共同 住宅に居住するライフスタイルを提示しなければ人口は増加しない。

分科会では、生活環境、防災の観点から、今後も人口が増えることが望ましいことなのか議論が行われた。

都営住宅では居住者の高齢化が進むとともに、若い人が住みにくくなっている。その結果、地域社会そのものが衰退傾向に向かいつつある問題も生じている。

・公営住宅を量的に増やすだけでなく、地域社会を維持・発展させていくため、例えば、若年層を惹きつける施策等を検討する必要がある。

新宿区の世帯構成をみると、ファミリー世帯は減少し、単身世帯が増加傾向にある。住宅戸数と世

- 帯数の量的な住宅の形状と世帯の住み方の質的なずれも生じてきているのではないか。世帯規模や 家族構成等を踏まえ、適切な住宅政策を実施する必要がある。
- ・若い世代が新宿に住もうとした際、ライフスタイルにあった広さの住宅を確保することが難しい現 状があるなかで、高齢者のもつ住宅を流動化させるための施策も検討する必要がある。例えば、高 齢者は所有する住宅を貸与し、自らは小さい住宅に居住するなど。
- ・ユニバーサルデザインの概念は、障害者に対するハードなバリアフリーだけでなく、例えば、外国 人居住者の人権の保護等、弱者の心理的不安の解消をも含むものである。
 - 新宿区の約6割が住居地域であることから、住む立場からまちづくりを考えるというフレーズが現在の基本構想に入っていると思う。
- ・住宅及び住環境に関する基本条例は、住宅地域と商業地域という2つの性格の異なる地域からなる 新宿区の特性を踏まえたものとなっており、新宿区の30万の人口は、こうした条例や都市マスタ ープランにより維持することができている。
- ・住宅政策は区政の根幹であることを明確にする必要がある。その上で、条例による開発誘導等、多様な人々が住み続けるための政策が必要である。
- ・落合地区は戸建住宅を主とし、今後もその地域環境を守らなくてはならない。しかし、現状では、 ワンルームマンションが林立しはじめている。開発により人口は増加するが、生活拠点としてのコ ミュニティを維持することは難しくなっている。
 - 戸建住宅の跡地に、ワンルームマンション等が多数建設されることがある。それにより、地域住民の住環境は悪化しつつあり、建築物の高さ規制や、ワンルームマンションの及ぼす影響について整理することが必要である。
- ・必ずしも、人口が増えることが良いことであるとされる時代ではなくなりつつある。今後は、まちづくりを見据え、施策を展開していく必要がある。
 - 住み続けるということは、その地域で生活をするということであり、そのためには、生活に関わる 商店街の活性化や公共施設の適正配置等の問題も、住み続けるための条件になる。
- ・居住地域でどれだけ楽しく暮らすことができるのか、また、在住者が喜んで居住し続けるという観点から、高齢者や障害者を手厚く介護し、協働して生活していくことが重要である。
 - 税(相続税)制が変更されなければ高齢者が住み続けることが難しくなっている。また、子ども世帯が親世帯の近くに住むことも難しくなっている。
- ・相続されずに処分された土地にディベロッパーが集合住宅を建設している。その結果、コミュニティが希薄になり、集合住宅だけで1つのコミュニティが形成される問題が生じている。
 - 公共のなかに民を含め、安く良いものを作っていくという考え方も重要である。
 - 今日では、集合住宅でないと多数の住宅を提供することはできない。
- ・戸建住宅では住宅に設けられた庭を活かし、緑の環境を充実させることもできたが、集合住宅を主 とした住環境整備の場合、公園をいかに整備するか等、個人ではなく地域全体で環境を高めていく ことが必要となる。
 - 西落合地区は高級住宅街だが、相続時に区画が細分化され、ディベロッパーによる開発が進められている。
- ・委員の指摘(戸建住宅より集合住宅)も一理あるが、区内全域に当てはまるものではない。地域ご とに居住環境の整備のあり方は多様なものである。

「13公園・公共施設をみんなで育てよう」

< 公園 >

住みたくなるまちの要素についてアンケート調査を行うと、安心・安全に関する回答が圧倒的に多かった。子どもの安全という視点から公園整備がなされてきたのか疑問に感じることも多い。今後は、子どもの安全性をいかに確保するかという視点から、公園の設計を行う必要がある。

- ・お年寄りも楽しむことができ、併せて子どもを見守ることができるような公園ができると良い。
- ・公園サポーター等の維持管理制度に、安心・安全、多世代交流の観点を盛り込んでいくことが重要であり、このような観点から、既存制度の見直しを行うことが必要ではないか。
 - これまで、公園は行政主導で計画・整備されてきた。しかし、今後は地域住民が計画段階から参画 し、地域に根ざした公園づくりを進めていくことが重要である。
- ・西落合地区のあかね児童遊園、柏木地区のしんかいばし児童遊園では、住民によるワークショップ を展開している。これを前例として、公園のあり方を見直していかなければならない。 子どもの安全をコンセプトとした公園整備も重要な観点である。
 - 公園が誰のためのものかという議論が深まっていない。この点についても議論を行う必要がある。
- ・街路樹の落ち葉の処理や防災に関する問題等も、公園に関する論点である。 歩道を公共施設とみなし、区民がまちを歩き、各種公共施設に集うような仕掛けを設けることが必要である。

公園に施設を作れば作るほど、子どもの危険が高まるとの指摘もある。公園を整備する際、それが 憩いのためのものなのか、緑の充実のためなのか、防災のためのものなのか、それとも子どもの遊 び場としてのものなのか、十分に目的を整理し、各地域で検討する必要がある。

公園をつくったとしても利用が進まず、その後の維持管理が適切でないところもある。公共施設が 自分のもの、地域のものという意識が足りないことが、これらの問題を引き起こしていると思う。

< 公共施設 >

児童館やことぶき館は、地域に立地し利用されることで、初めて意味をなすものである。

- ・子どもを安全に遊ばせる場が減ってきているため、その代替として児童館が利用されている。また、 高齢者が地域コミュニティに参加していくために、ことぶき館が利用されている。このような状況 を認識し、施設の必要性について議論を行う必要がある。
- ・現在、児童館やことぶき館が同じ施設に入っているものもあるが、そのような世代間の交流の場や 機会をつくることも、子どもの安心・安全の観点から重要なことである。
- ・各種公共施設の整備、廃止を決定する際、住民自治の観点から地域住民の声を活かした検討を行う ことが重要である。

ことぶき館にはエレベータやエスカレータがなく、バリアフリー設備が十分に整備されていない。 新しいセンターには施設面の充実だけではなく、多世代交流の観点から取組みを進めることが求め られる。

第2分科会においても、ことぶき館に関する議論が行われた。地域住民が気軽に利用できない面も あるようである。運営面の充実を図るため、施設職員の増員等に関する意見もあった。

- ・今後は行政の経費を抑えながら施設の見直しを図る必要があり、住民自身が管理する方法を検討していかなければ、施設を維持していくことは難しくなるだろう。
- ・児童館には、幼少期の事業だけでなく、中高校生にも利用してもらえるような取り組みについて、 今後、積極的に実施していくことが求められる。
- ・いろいろな立場の人が、共に利用することができる多目的施設のあり方について検討を行う必要が

あり、その結果として交流が生まれていく。

地域住民が自らの居住地域をどのようにしたいか考えるなかで、公共施設の整備のあり方や地域特性にあったルール作りを進めていくことが必要である。

公共施設のなかには区全体で利用するものもあるが、一方、各地域で利用する施設については、地域ごとにそのあり方を検討することが重要である。

- ・ことぶき館は高齢者の利用を目的とするものであったことから、このような名称になっていると思われるが、名称が年寄り臭く、抵抗を持つ人もいるようである。
- ・公共施設について、多様な世代の利用を促進するためには、ハード面だけでなくソフトな面についても検討を行う必要がある。

かつては、地域に公共施設があればそれだけで良いということもあったが、これからは、地域における適切な公共施設のあり方について、見直しを図る必要がある。

旧四谷第五小学校を区民会議で利用した際、公共施設としてふさわしくないと感じた。

旧四谷第五小学校の校舎は、大正から昭和の時代に建設されたものであり、当時はモダンな建築物として注目を集めた。そのため、同校の卒業生から保存の依頼を受けている。

「14安全安心なまちをつくる」、「15災害から、まちとくらしといのちを守る」

< 防犯 >

安心・安全のうち、特に安全の側面を高めていくためには、地域住民の自助努力だけでは限界がある。空き交番の解消等、行政や警察がまちづくりのなかで取り組むべき施策は多い。

・先入観が伴うためか、外国人の増加に対する住民の不安感が高まっている。受け入れる部分と排除 する部分を明確にする必要がある。ただし、このことは地域内だけで判断することは難しいため、 大所高所から検討を行うことが重要である。

安心して歩けるまちづくりという視点が重要。放置自転車や立て看板の問題等は、行政の所管が分かれているので、安全という観点から一体的な条例や制度を設けて頂きたい。

防犯を進める上でも、都市型のコミュニティを育成していくことが重要である。

- ・ピーポ 110 番の家について、平成7年からシールを貼ったままであったため、貼り替え作業や防 犯マップ作りを行った。その際、商店街の関係者と子どもの親世代が、互いに顔を合わせることが 重要であると感じた。
- ・防犯の取り組みのなかでは、商店街、警察、PTAの父母の世代、町内会の役員等の世代が結びつくことが重要である。
- ・一般に、歌舞伎町は危険であると指摘されているが、実際には子どもを対象とした犯罪は郊外で起きている。今あるコミュニティをさらに強固にし、防犯活動に取り組んでいきたい。

渋谷区ではラブホテルを規制する条例を整備しており、新宿区でも同様の規制を検討しているよう だが、あらためて防犯・防災に資するまちづくりを進めていく必要がある。

新宿区には、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例があるが、この分野で活動している区民以外には、内容があまり認知されていない。同条例では、防犯・防災に係る人材を育成すると規定しているが、その手続きは明確ではない。今後、人材育成に積極的に取り組むことで、防犯・防災活動の参加者は拡大していくのではないか。

<マンション問題>

ファミリータイプのマンションには地域社会との接点が少なからずあるが、ワンルームタイプ・マンションの居住者には、学生や若年のサラリーマンなど定住を目的とする者が少なく、地域との接

点がほとんどない。

- ・特にワンルームマンションでは投資の対象として住宅を購入していることが多く、区分所有者と居住者が一致しない問題がある。その結果、管理組合が機能せず、管理会社の管理体制にも問題が生じている。
- ・ワンルームタイプの住居では、居住者を把握することが難しく、災害時に身元の確認を行うことも できない。
- ・町会費を納入しない者に、町内会が独自に備蓄する食糧を配布することを問題視する向きもある。
- ・管理会社が管理人を常住させていれば、日常的な連絡が可能になるが、そのような仕組みが十分に 整備されていないため、何らかの対策が必要である。

ワンルームマンションに限らず、町会と常時連絡を取ることができる窓口を設けるよう、マンションの管理業者に対して、行政で働きかけることが望ましい。

地域の町内会等が集合住宅の居住者に歩み寄り、地域の構成員としての意識醸成を図っていくことが必要ではないか。

ワンルームマンションで火災報知器が鳴り続けたことがあるが、そこでは管理人が常駐していない ため、原因が分からないまま、マンション内で対応することができなかった。

- ・マンションには管理人を常駐させるように指導を行って頂きたい。 ワンルームマンションの居住者に対し、防犯・防災に関する情報提供を行うことで、地域の一体感 を醸成していくことが必要ではないか。
- ・伝染病の予防には、隔離等の強制力の行使が必要となるため、行政の関与が求められる。 建物の維持管理やゴミだしを行うだけでなく、居住者を管理することが管理人の役割である。
- ・全ての集合住宅を対象とした厳格な規制が必要である。

< 防災 >

町内会に加入しているか否かを問わず、災害時は皆で協力し支えあうことになる。他区と接する地区では、当然、他区の住民に備蓄食料を提供するであろう。そのため、予め隣接する団体間で協定を締結する等、災害時の体制を具体化しておくことが重要である。

依然として建築物の耐震補強は進んでいない状況にあり、今後、具体的な対策を進めていくべきで ある。

新宿西口でバスが燃焼した際、熱傷患者に対する医療体制が問われたことがあった。緊急時の医療体制の整備や連携を進めるとともに、区民にその体制や利用に関する情報提供を行って頂きたい。 新宿区では、居住者に対する防災対策だけでなく、帰宅困難者となった来街者や交通通過者を対象 とした避難所等の整備についても対策を検討していく必要がある。

・企業の防災対策として、例えば、社員の備蓄食料の保管、さらには周辺区民への拠出等を行うこと も重要である。

大震災が起きた場合、初期段階には、公的機関が麻痺し機能しない恐れがある。その間に、避難所 で処理しなければならないことは多い。

・早急な救護が必要な場合、それが失敗した際、救護を行った区民の責任はどのように問われるのか。 限られた人員で救護活動を行うに当たり、予め避難所等における運営方針を明確にしておく必要が ある。

地域防災計画を策定しても、多くの住民がその内容を知らない現状は問題である。区の防災に関する考え方を、地域住民に伝えることが必要である。

かつて看護や医療に従事していた区民を、災害時のボランティアとして把握し、訓練しておくこと

は有用なのではないか。

学校に備蓄食糧等を保管しているが、災害時に円滑に利用できるよう、鍵の管理等に関して地域を 含めて適切な運営体制を整備する必要がある。

地域の主たる者が学校の備蓄倉庫の鍵を所有している。

2 新宿区民会議提言 章について

(資料説明)

- ・資料1(課題と現況、 区民の意識・意向と提案、 区民提言のポイント、 統計データ等)
- ・資料2(区民会議提言項目一覧表)

時間の関係で、審議は次回とする。

3 その他

(「第6分科会の提言に関する補足資料」の配布)

配布した資料は、取り組みの方向性の内容を端的に理解して頂くため、前回配布した「譲れない具体的な項目」をまとめたものであり、優先度・重要度を示すためのものである。また、区民会議の提言書の補足資料として、特に強調したい提言をまとめたものである。

以前の三田委員のご指摘の中で、特に「限られた時間のなかで、どのように十分な審議を行うか」 という点が、最大の論点であると認識しているが、起草部会ではどう議論したのか。

その点については検討を行っているところである。

(以上)